

報告第 2 2 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 0 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(市民部関係)

1	専決年月日	令和6年9月5日
	相手方	株式会社ニッショー
	損害賠償の額	43,847円
	概要	令和6年4月26日午後1時50分頃、豊川市御津町下佐脇宮本73番1において、委託業務を行うため派遣された者の運転する自動車が相手方の所有するブロック塀に接触し、当該ブロック塀の一部が破損した。